

花巻市国民健康保険運営協議会委員辞令交付式
及び花巻市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 平成26年5月21日（水） 午後1時

2 会議場所 花巻市役所本庁3階 委員会室

3 会議日程 別紙次第のとおり

4 協議事項

- (1) 花巻市国民健康保険運営協議会会長の選出について
- (2) 花巻市国民健康保険運営協議会会長代理の選出について

5 報告事項

- (1) 花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

6 会議に出席した委員は次のとおりである。

被保険者代表委員

委員 江川 サツミ

委員 佐々木 榮 男

委員 板垣 眞喜子

委員 金澤 千加子

保険医又は保険薬剤師代表委員

委員 大沼 一 夫

委員 中舘 一 郎

委員 八重樫 寿 人

委員 山田 裕 司

公益代表委員

委員 藤本 莞 爾

委員 高橋 勝 昭

委員 杉原 典 子

被用者保険等保険者代表委員

委員 手塚 剛

委員 高橋 哲 夫

7 会議を欠席した委員は次のとおりである。

委員 中村 良 則

8 会議に出席した職員は次のとおりである。

市長
健康福祉部長

上 田 東 一
佐々木 忍

財務部市民税課長補佐	佐藤多恵子
財務部収納課長補佐	平野克則
健康福祉部健康づくり課長	伊藤徳明
健康福祉部国保医療課長	八重樫洋子
健康福祉部国保医療課課長補佐兼国民年金係長	今井岳彦
健康福祉部国保医療課国保係長	菊池豊

9 辞令交付式

(開会 午後1時)

国保医療課長(八重樫洋子君)

皆様におかれましては、大変お忙しいところご出席賜りまして誠にありがとうございます。
ございます。

本日の進行を務めます国保医療課の八重樫と申します。

それでは、ただ今から花巻市国民健康保険運営協議会委員の辞令交付式を行います。

この度の国民健康保険運営協議会委員の委嘱につきましては、新たな任期となりますことから全委員14名の方々へ、本日から平成28年5月20日までの任期として、市長からご委嘱申し上げるものでございます。

お名前を読み上げますので、自席にてご起立のうえお受け取り願います。

(市長から各委員へ辞令交付)

国保医療課長(八重樫洋子君)

なお、公益代表委員としてお願いすることとしております中村良則委員につきましては、本日欠席する旨ご連絡がありましたことをお知らせしておきたいと存じます。

それでは、上田市長からご挨拶を申し上げます。

市長(上田東一君)

本日は、花巻市国民健康保険運営協議会委員の皆様には、お忙しいところご足労いただき大変ありがとうございます。

ただ今は、辞令書を交付させていただきましたが、この後国保運営協議会が開かれるとうかがっております。

申し上げますまでもございませんが、花巻市民の約2万4千人の方が、この国民健康保険によって十分な医療を受けられるということになっているわけでございます。退職された方も国民健康保険によってカバーされているところでございます。

今、国民健康保険には非常に難しい問題が出てきております。医療費、やはり高度な医療を受けるということで医療費も当然のことながらかかるという、それから老人の方、高齢者の方も増えておりますので、その意味でも医療は非常に大きな役割を果たすなかにおいて、保険料を払うのが大変であるという状況もあると思います。花巻市の国民健康保険は、今年度は黒字となっておりますが、実態をみますと、なかなか厳しいものがあります。国民健康保険税を払えないという

方も出てきておりますので、できれば少しでも下げて負担を軽減するということをしたいと思っていたわけですが、中身を見ますと難しいということで、保険税はそのまま同じとさせていただきます。皆様全員のご承認をいただいて今年の保険税はそのままとなっております。近い将来においては、市から県の方へ所管が移るという話もございますが、話が具体化するまでは市民の健康を守る意味において国民健康保険をしっかりと運営をしていく必要があります。その意味で、皆様のご指導、ご助言が大変重要でございますので、ぜひよろしくお願ひしたいと存じます。

本当にお忙しいところをご足労いただき大変恐縮しておりますが、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。ご挨拶の言葉とさせていただきます。

国保医療課長（八重樫洋子君）

以上をもちまして花巻市国民健康保険運営協議会委員の辞令交付式を終了いたします。ありがとうございました。

なお、市長は別の用務のためここで退席させていただきますので、ご了承いただきますようよろしくお願ひいたします。

この後、引き続き協議会を開催いたしますが、準備のため暫時、休憩させていただきます。

10 協 議

（開会 午後1時10分）

国保医療課長（八重樫洋子君）

協議会を開催いたします前に、本日出席しております関係課職員を紹介させていただきます。

（職員紹介）

国保医療課長（八重樫洋子君）

開会に先立ちまして、本日の出席者、委員14名のうち13名の出席となっておりますので、花巻市国民健康保険運営協議会規則第4条に定める定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ただ今から花巻市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

先ほど委員の皆様を市長から、ご委嘱申し上げたところでございますが、現在のところ会長及び会長代理が不在となっております。

会長が選出されるまでの間、慣例によりまして出席委員のうちの最年長の委員の方に臨時議長をお願いしたいところでございます。

本日ご出席いただいております最年長の委員は、佐々木榮男委員でございますので、佐々木委員に臨時議長をお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。

（佐々木委員、議長席に着席）

臨時議長（佐々木榮男委員）

ただ今ご紹介をいただきました佐々木榮男でございます。よろしくお願ひいたします。

会長が決まるまでの間、臨時議長を務めますのでよろしくお願ひ申し上げます。

す。

それでは協議に入ります。

3の「花巻市国民健康保険運営協議会会長の選出について」を、事務局より説明をお願いします。

(国保医療課長、挙手)

臨時議長(佐々木榮男委員)

はい、お願いします。

国保医療課長(八重樫洋子君)

ご説明申し上げます。現在、会長が不在となっておりますことから、会長を選出していただきたいというものでございます。

選出にあたりましては、国民健康保険法施行令第5条第1項の規定に基づきまして、「公益を代表する委員」のうちから選挙にて選出することになっておりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

臨時議長(佐々木榮男委員)

ただ今、事務局から説明があったとおり、「公益を代表する委員」のうちから会長を選挙で選出することになっております。

当協議会の先例を見ますと、指名推薦の方法をとっているようでございますので、指名推薦の方法で選出したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長(佐々木榮男委員)

異議なしの声がありますので、ご異議なしと認めます。

よって、会長の選挙は指名推薦で行います。

それでは、推薦をお願いいたします。

金澤千加子委員

はい。

臨時議長(佐々木榮男委員)

はい、金澤委員さん。

金澤千加子委員

藤本委員さんを推薦いたします。よろしくお願ひいたします。

臨時議長(佐々木榮男委員)

はい。ただ今、金澤委員から藤本委員を推薦するとの発言がございましたが、ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

臨時議長(佐々木榮男委員)

なしという声がございます。

なしということでございますので、藤本委員を会長の当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長(佐々木榮男委員)

異議なしと認めます。

よって、ただ今指名推薦されました藤本委員が会長に当選されました。

これもちまして、臨時議長の職務は終了いたします。皆様のご協力に感謝

申し上げます。

ただ今会長に当選されました藤本委員さん、議長席にご着席をお願いいたします。

(会長、議長席に着席)

会長（藤本莞爾委員）

それでは、ひと言ご挨拶申し上げます。

ただ今、花巻市国民健康保険運営協議会の会長として重責を担うこととなりました藤本莞爾でございます。

皆様のご指導、ご鞭撻をいただき会長としての責任を全うしてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、会議を続行いたします。

最初に、本日の会議の会議録署名委員の指名を行います。

指名は、花巻市国民健康保険運営協議会規則第12条に基づき、議長が行うことになっておりますので、私から指名させていただきます。

江川サツミ委員と板垣眞喜子委員をお願いいたします。

それでは、協議に入らせていただきます。

5の「花巻市国民健康保険運営協議会会長代理の選出について」を事務局より説明を求めます。

国保医療課長（八重樫洋子君）

はい。

会長（藤本莞爾委員）

どうぞ。

国保医療課長（八重樫洋子君）

それでは、説明申し上げます。

会長が事故あるときに、その職務を代行する会長代理につきまして、現在不在となっております。

国民健康保険法第5条第2項の規定により、会長と同様に「公益を代表する委員」のうちから選挙で選出していただきたいというものでございます。よろしくをお願いいたします。

会長（藤本莞爾委員）

ただ今事務局から説明があったとおり、「公益を代表する委員」のうちから会長代理を選挙で選出することになります。

会長の選出と同様に、選挙の方法を指名推薦で行うことにしたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

会長（藤本莞爾委員）

異議なしと認めまして、会長代理の選挙は指名推薦で行います。

それでは、推薦をお願いいたします。

(江川サツミ委員、挙手)

会長（藤本莞爾委員）

はい、江川委員

江川サツミ委員

高橋勝昭さんを推薦いたします。

会長（藤本莞爾委員）

ただ今、高橋委員を推薦するとの発言がございました。ほかにありませんか。
（「なし」の声あり）

会長（藤本莞爾委員）

なしということでございますので、高橋委員を会長代理の当選人とすることにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

会長（藤本莞爾委員）

異議なしと認めます。

よって、ただ今指名推薦されました高橋委員が会長代理に当選されました。

協議につきましては、以上でございます。終了いたします。

続いて、報告に入ります。

報告第1号「花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について」を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

（健康福祉部長、挙手）

会長（藤本莞爾委員）

はい、健康福祉部長

健康福祉部長（佐々木忍君）

それでは、報告第1号「花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について」のご説明を申し上げます。

本条例は、地方税法等の一部改正に伴いまして所要の改正を行い、地方自治法第179条第1項の規定によって平成26年3月31日に専決処分いたし、公布したものでございます。

それでは改正の内容につきまして、ご説明申し上げます。

お手元に配布しております報告第1号資料その1「花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案要綱」、資料その2「花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表」をご覧ください。よろしくお願いいたします。

第2条は、国民健康保険税の課税額を規定するものでありますが、後期高齢者支援金等課税額の限度額を「14万円」から「16万円」に、介護納付金課税額の限度額を「12万円」から「14万円」に改めるものであります。

第21条は、第2条の改正と同様に課税額の限度額を改めるものであり、また、軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更を行うものであります。

その他の改正は、引用条項等所要の整理をしようとするものであります。

次に、施行期日であります。本条例は平成26年4月1日から施行したところでございます。

以上でございます。よろしくご説明申し上げます。

会長（藤本莞爾委員）

当局から説明をいただきました。

これに対しまして、委員の皆様からご質問がございましたらお願いいたします。

(質問なし)

会長（藤本莞爾委員）

質問がないようですので、報告については以上で終了いたします。

次に、その他の事項につきまして、事務局からありましたらお願いいたします。

国保医療課長（八重樫洋子君）

はい。

会長（藤本莞爾委員）

国保医療課長。

国保医療課長（八重樫洋子君）

まずはじめに、平成26年度岩手県国保運営委員協議会表彰の被表彰者に、金澤千加子委員が決定したことをお伝えいたします。金澤委員におかれましては、平成15年より10年にもわたりまして国保運営協議会委員を務められ、その国民健康保険事業への多大な貢献に対しまして、表彰されるものでございます。誠におめでとうでございます。なお表彰式につきましては、明後日の5月23日に開催されます岩手県国保運営委員協議会の通常総会において行われる予定となっております。

次に、今後の日程につきまして、お知らせしたいと存じます。例年、委員の皆様にはご参加いただいている「国保制度充実強化フォーラム」ですが、名称を変えまして「国民健康保険フォーラム」として8月28日に盛岡市にて開催される予定となっております。

それから全国大会につきましては、12月に開催される予定となっているようです。

また、本協議会の開催につきましては、基本的には市長から諮問があった事項につきましてご審議いただくというものでございますが、条例の改正など必要な時には随時ご参集をお願い申し上げたいと考えておりますし、平成27年度、来年度予算につきましては、来年の3月が平成27年度予算を決定する議会がございますので、その前には皆様にお集まりいただき、協議会を開催いたしまして皆様のご意見を頂戴したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

会長（藤本莞爾委員）

ありがとうございました。

ただ今、国保医療課長から全国大会について12月とございましたが、日にちが決定しております。11月20日でございます。

それでは、以上をもちまして本日の国保運営協議会を閉会いたします。

皆様のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

(閉会 午後1時26分)